

いじめ防止基本方針

前橋市立粕川小学校

1 いじめ防止基本方針策定にあたって

(1) 基本的な考え方や方針等

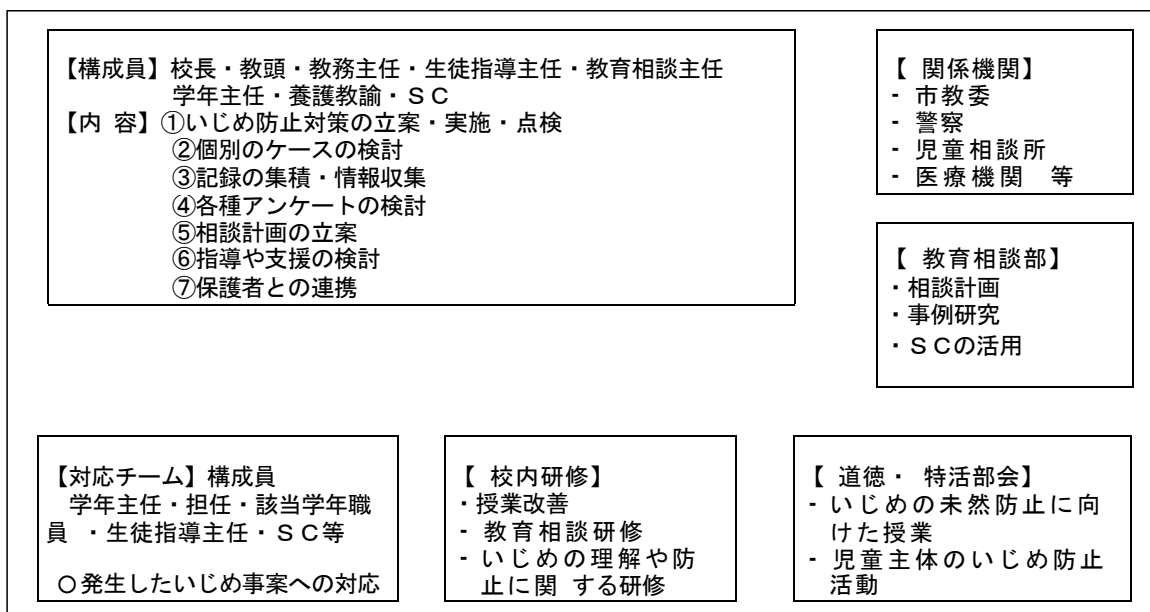
- ①全ての児童と教職員が、「いじめは本校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という認識のもと、「いじめを絶対許さない学校」づくりを推進する。
- ②いじめ防止に関わる各種対策により、本校児童が安心して学校生活をおくり、様々な活動に安心して主体的に取り組むことができるようにする。
- ③いじめ防止等の各種対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにする。
- ④いじめ防止等の各種対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭、地域、市教委、その他関係機関の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行う。

(2) めざす児童像

- いじめをしない、自分で考え、判断し、思いやりをもった行動ができる児童
- いじめをしない、自分自身も友だちも大切にできる児童
- いじめを見逃さない、たくましい心と社会性のある児童

2 組織および校内体制

いじめ防止対策推進法（第 22 条）を受けて、組織的対応の中核として機能する下記の組織を設置する。さらに個別のいじめに対応するため、必要に応じ、柔軟に組織を編成する。構成や担当ごとの職務、取組の内容等を構造図で示すと次のようになる。



3 いじめの未然防止

(1) 基本方針

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、以下の方針のもと、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくるための教育活動を積極的に取り入れる。
- 道徳、特別活動を通して、高い規範意識や集団のよりよいあり方について話し合う学習を行う。
- 学習規律の確保とわかる授業づくりに努め、児童の学力を向上させる。
- 生活規律を確保するとともに、一人ひとりの児童の特性について適切に理解したうえで、居場所づくりを行ったり、児童が互いに認め合う集団づくりを行ったりする。
- これらの活動を通して、「自己有用感」を育成し、「いじめの未然防止」につなげる。

(2) 指導計画・研修計画

| | 主な取組 | 具体的な活動内容 |
|-----|--|--|
| 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童観察・理解 ・ 学級づくり ・ 学級懇談会 ・ 登校班集体会 ・ 一年生を迎える会 ・ 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き継ぎ事項の確認 ・ 学級経営・指導方針の決定 ・ 学校、学年、学級の指導方針の説明 ・ 新しい登校班の確認、班の様子の確認 ・ 一年生と他学年との交流を図る活動 ・ 友人関係や意識の調査 |
| 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者面談 ・ 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭状況の把握、保護者との情報交換 ・ 友人関係や意識の調査 |
| 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ なかよし集会 ・ 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・ 異学年との交流（遊び） ・ 友人関係や意識の調査 |
| 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学級懇談会 ・ 登校班集体会 ・ 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・ クラスの様子、保護者との情報交換 ・ 班の様子の確認 ・ 友人関係や意識の調査 |
| 9月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・ 友人関係や意識の調査 |
| 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ なかよし集会 ・ 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・ 異学年との交流 ・ 友人関係や意識の調査 |
| 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育相談 ・ 人権週間 ・ 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との情報交換 ・ 人権意識を高める活動 （講話・人権ビデオ・良いとこみつけなど） ・ 友人関係や意識の調査 |
| 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 登校班集体会 ・ なかよし集会 ・ ありがとう集会 ・ 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・ 班の様子の確認 ・ 異学年との交流（長縄） ・ 日頃お世話になっている人たちへ感謝の気持ちを伝える ・ 友人関係や意識の調査 |
| 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・ 友人関係や意識の調査 |
| 2月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 六年生を送る会 ・ 学級懇談会 ・ 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・ 六年生へ向けて感謝を伝える活動 ・ クラスの様子、保護者との情報交換 ・ 友人関係や意識の調査 |
| 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 登校班集体会 ・ 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・ 班の様子の確認 ・ 友人関係や意識の調査 |

(3) 保護者・地域・他校との連携

- 学校だより等を活用して、定期的にいじめに対する学校の姿勢を明らかにし、いじめに対する情報を提供する。
- 年度初めには、いじめ問題に対する基本方針や保護者の責任等を明らかにし、児童保護者の理解を得る。
- 月田小学校・粕川中学校と連携し、いじめを発見した際の情報の伝達を密に行う。

(4) 校内研修

- 集団における良好な人間関係を構築するために、構成的グループエンカウンターやグループワーク、ソーシャルスキルトレーニング、コーチング等について、その指導法等を研修し、教師の対応力を強化する。
- 予防的な教育相談の技術を高めるために、必要に応じてスクールカウンセラーなど専門的な知識を有する講師による研修を実施する。
- いじめの原因の一つとなるストレスのコントロールについて、ストレスを生まない学校づくりやストレスがあっても負けない自信を育む方法を学ぶ。

(5) 職員の言動

- 校内服務規律委員会などを活用して、教職員の不適切な発言（差別的な発言や児童を傷つける発言等）や体罰が、いじめを助長することを全員で確認する。
- 不適切な言動がないように、定期的に服務規律チェックリストなどで教職員自ら振り返りを行うとともに、職員同士が互いに注意しあえるようにする。

(6) 児童の自発的な活動の支援

- 児童会において、いじめに関わる問題を取り上げて、児童が自主的に取り組む活動を指導、支援していく。この活動を通して、自分たちが「いじめをなくしていこう」という意識を醸成していく。

(7) ネットいじめ対策の推進

- 児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止したり効果的に処理したりできるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、情報モラル教室等を行う。

4 いじめの早期発見

(1) 基本方針

いじめは、大人の目の届きにくいところで行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。そのため、学校組織として早期発見に取り組むことの必要性を共有し、家庭・地域と協力して全力で実態把握に努める。

(2) 児童のささいな変化に気づくための取組

- 児童対象に心のアンケートを毎月実施する。必要に応じて質問項目の見直しを行う。
- 昼休み等授業時間以外の児童の人間関係を定期的に観察する。
- いじめチェックリストを活用し、気になる児童の様子に目を配る。

(3) 情報を確実に共有するための取組

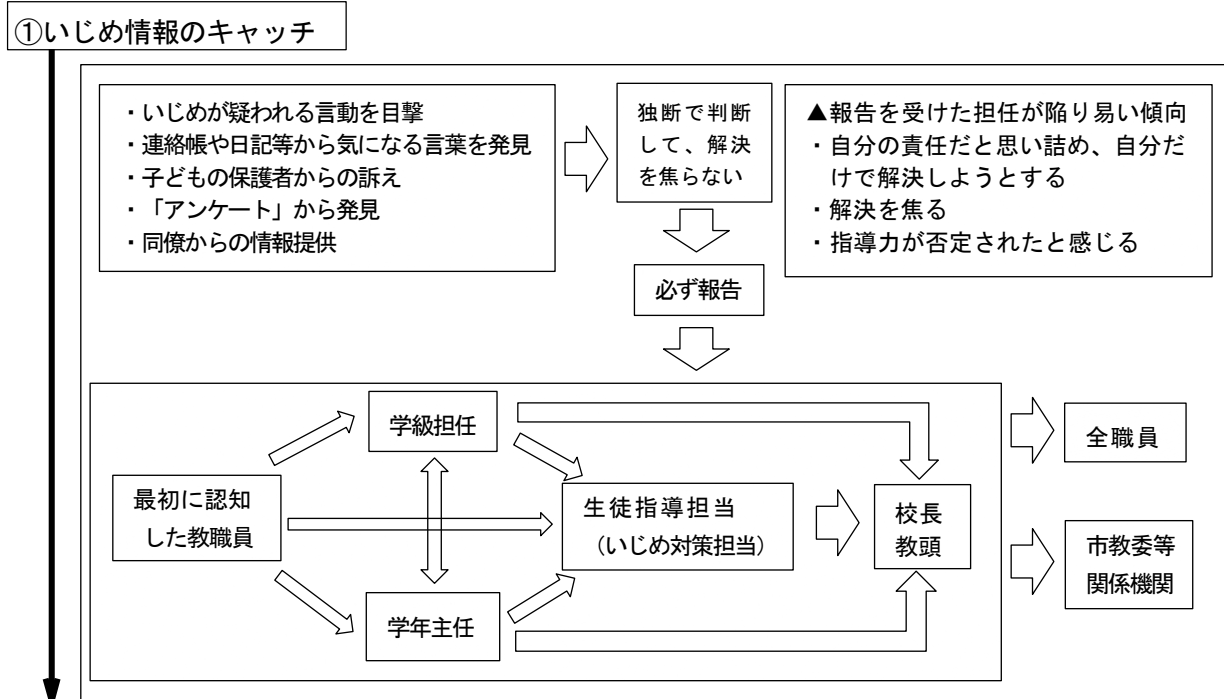
- 休み時間や職員会議等に教師間の情報交換を緊密に行う。

(4) 情報に基づいた対応

- いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談する等の啓発活動を行う。

5 いじめに対する対応

(1) 発見から指導・組織的対応の展開



②対応チームの編成・対応方針の決定・役割分担

- 上記の職員等で対応チームを編成する。(事案に応じて柔軟に編成する)
- 情報の整理
 - ・いじめの様態、関係者・被害者・加害者・周囲の子どもの特徴など。
 - ・全職員に情報を提供する。
- 対応方針
 - ・緊急度の確認 「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認する。
 - ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認する。

○役割分担

- ・被害者の聴取と支援
- ・加害者の聴取と指導
- ・周囲の児童と全体への指導
- ・保護者、関係機関への対応

③事実の究明と支援・指導

○事実の究明

- ・いじめの状況、きっかけ等をじっくりと聞き、事実に基づく支援を行うようにする。
- ・①被害者、②周囲にいる者（冷静に状況を捉えている者）、③加害者、の順に行う。

事情聴取の留意点

- 被害者、周囲にいた子、加害者ともに人目につかない場所と時間に配慮する。
- 子どもが話しやすい人、場所に配慮する。
- できるだけ、子どもに話させ、教師は確認だけを行うようにする。
- 複数の教員で確認しながら聴取を進める。
- 情報提供者の秘密は厳守し、報復等がおこらないようにする。
- 聴取後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明をする。

聴取の段階ではいけないこと

- ▲被害者・加害者を同室で話を聞くこと。
- ▲注意・叱責・説教だけで終わること。
- ▲双方の言い分だけを聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
- ▲単に、謝ることだけで終わりにすること。
- ▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

④いじめ被害者、加害者、周囲の児童への指導と、保護者との連携

- いじめの指導記録の集積と共有化を図るため「生徒指導記録」に記録する。

1 被害者への対応

- 徹底していじめられた子の味方になる。
- 表面的な変化から解決したと判断せず支援を継続する。
- 学校は、いじめている側を絶対に許さないことと、今後の指導について伝える。
- 日記指導や面談等を定期的に行う。
- 事後の経過観察を3ヶ月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも見守りは継続する。

保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
(電話での対応はしない)
- 学校として子どもを守り支援していくことを伝え、支援方針を具体的に示す。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに子どもの様子について情報提供を受ける。
- いじめの全貌が分かるまで、相手の保護者との接触を避けてもらう。
- 安易に終結せず、経過観察を行う方針を伝え、理解と協力を得る。
- 事後の経過観察を3ヶ月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも見守りは継続する。

2 加害者への対応

- 教師は、中立の立場で嘘やごまかしのない事実確認を行う。
- いじめは許されないことを分からせ、責任転嫁を許さない。
- 心情を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、内省させ、加害者であることの自覚を持たせる。
- 教師との交流を通して成長させる。

保護者との連携

- 事情聴取後、家庭訪問を行い、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実確認をする。（電話での対応はしない）
- 相手の状況を伝え、いじめの深刻さを理解してもらう。
- 経過や子どもの変容をまめに伝える。
- 非協力的で、無理解な保護者には、場や対応する指導者を変えたりして、改めて事実を確認と指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
- 学年等集団の問題として、教師が本気で取り組んでいる姿勢を示す。

3 観衆・傍観者への対応

- いじめの事実をつたえることは「チクル」こととは違い、人権と命を守る立派な行為であることを指導し、いじめの事実は早期に伝えられるようにする。
- 行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせ、今後どのように行動したらよいのかを考えさせる。
- 学級活動等を通して、十分な注意を怠らず、継続して指導を行う。

保護者との連携

- 年度当初から、「いじめ」に対する学校の認識・方針・対応方法などを周知し、協力と情報提供を依頼する。
- PTA総会等で「いじめ防止」について、教員と保護者が一緒に対策を考える機会をもつ。

⑤関係機関との連携

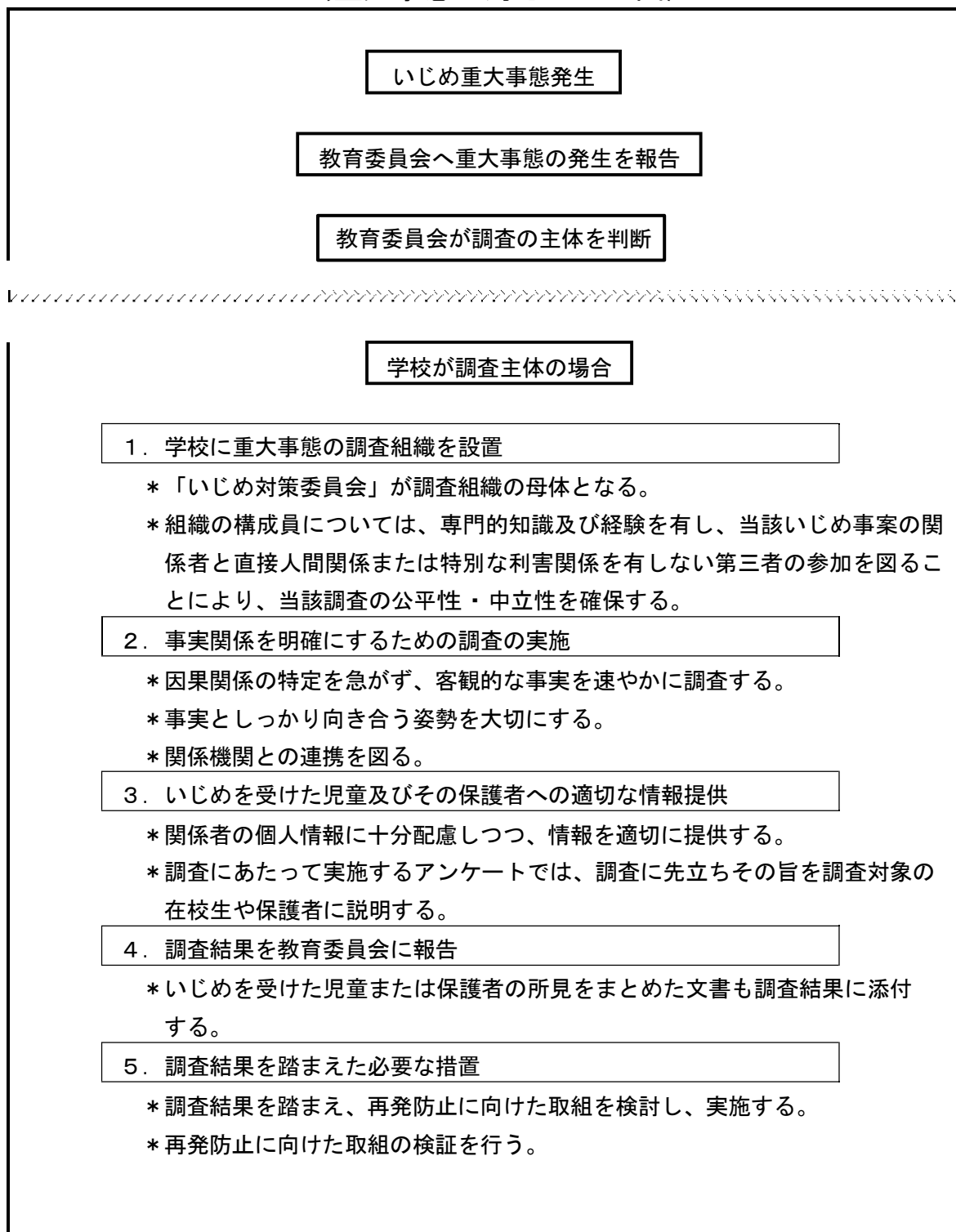
| 連携を必要とする状況 | 関係機関 |
|---------------------|-------------|
| 発見状況の報告・対応方針の相談 | 市・県教委、教育事務所 |
| 子どもや保護者への対応の相談 | 県いじめ対策室 |
| 暴行・傷害事件・恐喝等の刑事事件の発生 | 児童相談所、警察 |
| 外傷や心的外傷を負っている場 | 医療機関 |
| 被害者・加害者の心のケア | 児童相談所 |

(2) 重大事態発生の場合

①重大事態発生の場合は、速やかに教育委員会に報告し、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

②学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応し、調査欠陥については被害児童と保護者に対して適切に情報を提供する。

〈重大事態の対応フロー図〉



(3) いじめの相談・通報窓口

①学校におけるいじめの相談・通報窓口

(1) 教頭、養護教諭、教務主任、特別支援コーディネーター

TEL 027-285-2004

②学校以外はいじめの相談・通報窓口

(1) 前橋市教育委員会事務局 教育支援課いじめ対策室

いじめ相談ダイヤル TEL 027-212-0130

(2) 群馬県総合教育センター

子ども教育相談室 TEL 0270-26-9200

子どもSOSダイヤル TEL 0120-0-78310

(3) 法務局 子どもの人権110番

TEL 0120-007-110

6 その他

(1) 公表・点検・評価

①ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。

②学校いじめ防止基本方針を年度ごと、または状況に応じてその都度、見直しを行う。

(2) 保護者・地域への情報発信と啓発活動について

①学級懇談会等で児童が自主的な取り組んでいるいじめ防止活動について発表する。

②市教委と連携して、ネット上のいじめ等を題材とした携帯インターネット教室を開催する。